

○田畑委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 二十五分間、質問時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

振り返りますと、先月十一月十日にこの場で、悪質ホストクラブ被害の問題、質問をさせていただきました。武見大臣には大変前向きな答弁をいただきまして、その後、配付資料にも入れましたけれども、性風俗、売春等の仕事の紹介は違法です、こういうふうなホームページも載せていただいておりますし、また、今朝の早稲田議員に対する答弁でも、徹底的に悪質ホストについては取り締まるという力強い答弁もいただきました。

そして、この問題は、今日の配付資料にもございますが、もちろん悪質でないホストの方、ホストクラブの方々もおられるわけですが、悪質ホストクラブに関しては、個々人が悪いということではなく、ここの配付資料にありますように、ビジネスモデルなんです。

今日の配付資料を見ていただきますと、これは、ぱっぶすさんという女性の性暴力被害者の支援に関わっておられる方々が作られた資料ですけれども、簡単に構図を見ますと、十八、十九を含めた若い女性の方々に、初回は三千元と言ったりしながら言葉巧みに誘い込んで、二回目で三万円、三回目で三十万円というふうに高額になっていく。その間に、つき合おうと言ったり、結婚しようと言ったり、そういうふうな色恋営業的なものも含まれている。

それで、今回問題になっているのは、ツケ、売掛金なんです。それで、被害女性が五十万、百万のシャンパンを、色恋というか、そういう恋愛感情も微妙にくすぐりながらシャンパンを入れることによって、例えば十八、十九の女性が百万のシャンパンを入れてしまった場合、じゃ、どうやってそれを払うんですかという、いやいや、それは風俗や売春がありますよということで、ホストや、あるいはホストの紹介したスカウトが紹介して売春、風俗に行ってしまう。それで、これは武見大臣が今回出してくださったように、ホストやスカウトが売春や風俗をあっせんすることは職業安定法違反で、逮捕もされているわけなんです。こういうビジネスモデル。

私も歌舞伎町に何度か足を運んで被害者の方々にお話を聞いてみましたけれども、びっくりしましたのは、お金のある女性に高いシャンパンを入れさせるというだけではなく、お金がなくても若い女性に高いシャンパンを入れさせて売掛金にしたら、売春や風俗で働いたら回収ができる、そういう非常に深刻なモデルとなっております。

この問題は、十一月九日、最初は参議院の内閣委員会で塩村あやか議員が質問をされて、それをきっかけに大問題に今なっているわけなんですけれども、そしてまた、今日の午後は、たまたまなんですけれども、頂き女子りりちゃんですか、その事件の裁判が行われているわけなんです。

私も改めて驚きましたのは、ここに、頂き女子りりちゃん事件の記事がございますが、いただき、二億円、ホストへ。二億円を何に使ったのかというと、ホストにつき込んでいるわけですね。

じゃ、何がきっかけで、数十人の男性から詐欺でお金を巻き上げたことで事件になっているんですけれども、そのきっかけは、ここで検察側が裁判で冒頭陳述で言っているように、渡辺被告がホストに多額の金をつぎ込み、支払いが難しくなり、恋愛感情を利用した詐欺を繰り返すようになった。つまりこれなんです、売掛金。売掛金でシャンパンを入れたりすることによって支払いができなくなって、今回の恋愛感情を利用した詐欺事件に入った。きっかけは悪質ホストによる売掛金なんです。

申し上げたいのは、悪質ホストによる売掛金問題が犯罪の温床になっている。この記事にもありますように、検察側は冒頭陳述で、ホストクラブに通う金を捻出するために犯罪に至ったということなんです。

そこで、武見大臣にも先ほどこの記事をお渡ししましたけれども、ホストに二億円を貢いでいて、この犯罪のきっかけも売掛金が払えなかったからだということなんですけれども、武見大臣、やはり、このような犯罪のきっかけにもなっている売掛金、これについて、悪質ホストあるいはホストクラブにおける売掛金というものは規制すべきだと、武見大臣、思われませんか。

○武見国務大臣 このケースでどこまで厚労省が権限があるのかはちょっと不明なので、そこは確認をしなければなりませんけれども、委員御指摘のような形で、ホストクラブにおけるいわゆる売り掛けの在り方、これが一

つの温床になってきているということはよく分かりました。

改めて新宿区とホストクラブが協議の場を持ったということを伺っています。厚生労働省も、そうした機会があったらそこに参画をきちんとして、それで、どこまで省としての立場で対応できるかを検討してみる必要があるかと思います。

いずれにいたしましても、この売り掛けの問題、これをどのようにこういう悪質な行為と結びつかないようにするか、そこをよく検討してみたいと思います。

○山井委員 かつ、もちろん、りりちゃんという犯罪を犯した加害者が悪いのは当然なんですけれども、その引き金になったのは売掛金ではないかというふうに報道をされております。

そして、ここの記事によりますと、頂き女子りりちゃん、渡辺被告は逮捕前にSNSに、誰か止めてと発信していると。例えば、三千円程度の酒の器を、ホストに対して千二百七十七万円で購入しているんですよ。三千円のを千二百七十七万円で購入しているんですよ。これは本当に驚くべきことで、実際、渡辺被告は、ホスト狂いでしか人間との関わり方を知らない、もう誰か止めてとSNSに吐露をしていたと。そして、ホスト狂いで多くの女の子の人生がおかしくなった、歌舞伎町を浄化してほしい、捜査員にこう託したということがこれで報道されております。

武見大臣、そういう意味では、ある意味でこの悪質ホストにはまってしまった人も救い、助け、相談窓口を求めておられるわけですが、このような場合はどこに相談をすればいいのか、武見大臣。

○武見国務大臣 委員からの御指摘もあって、厚生労働省の中で、売春防止法に基づく相談員の制度、まず窓口を一本化する場合にそこを活用をして、そして、これは各都道府県に設置をされており、相談員もおりますので。しかし、その相談員が、先ほども、悪質ホストの売り掛けを通じた悪質な行為というものについて十分まだ熟知していないケースもあるというので、それらについてきちんと研修をまた受けていただいて、相談員がちゃんと事態が分かるようにしながら相談に対応できるようにするというのを今まさに現在進行中でやっているところであります。

その上で、先ほど、売掛金、売り掛けの仕組み等について、しっかり悪質な行為と結びつかないようにしなきゃいけないというふうに申し上げたんですけれども、これは厚生労働大臣の所管じゃなくて、何か他省庁の所管になるんだそうでありまして、こういうところにも実際この問題の難しさがあって、各省庁にまたがっていると権限が分散しているものですから、そこはやはり厚生労働省が関係省庁と連携をしながら対応するように努力してみたいと思います。

○山井委員 おっしゃるように、これは各省庁にまたがっているんですね。

今日の配付資料にありますように、これは青伝、つまり売掛金の実物ですけれども、例えば、これを見てもらったら、シャンパンタワーをホストのために入れて、一枚百二十万円ですからね。残念ながら、十八歳、十九歳の若い女の子が成人年齢引下げによって今特に狙われている。一枚、一晩百二十万円、女子大生や十八、十九の女性もこういう形になっていきますけれども、どうやって、月、払いますか。結局、先ほど言いましたように、ホストかスカウトに紹介してもらって風俗、売春に行かざるを得ないし、これは職業安定法違反なんですよ。違法行為なんです。

そして、今、武見大臣からも話がありましたが、つまり、デート商法、恋愛感情を誤認させて高額の商品を売りつけるというのは、これはデート商法で、消費者契約法違反でもあります。消費者庁にも御指摘をいただいております。

そこで、後ほど消費者庁にはお聞きするとして、警察庁にお聞きしたいんですが、こういう中で、今日の配付資料にもありますように、昨日、新宿区と歌舞伎町のホストクラブのトップの方々が会議をして、来年四月までに売掛金を廃止するというのを発表いたしました。

今日の配付資料の中でちょっと見てみますけれども、十一ページを見ていただけますか。つまり、十一ページにありますように、弁護士ドットコムの記事にありますように、歌舞伎町ホストクラブ、来年四月以降の売り掛けなしを目指す方針、二十歳未満の入店禁止、トクリュウ、匿名・流動型犯罪グループとの関係も根絶する、こういうふうなことを昨日発表したわけです。

これは私は英断であり、一步前進だとは思いますが、全国に千のホストクラブがあって、歌舞伎町の中で昨日の時点でこういう自主規制に入ろうとしているのは二百ぐらいなんです。ということは、千あるうち二百が自主規制をするということを行っているにすぎない。さらに、結局、自主規制ですから、私は期待しておりますけれども、来年四月の時点で、いや、うまくいきませんでしたとなっても、別にこれは誰も責めることができないし、もっと言えば、実効性を誰がチェックするのかということもあります。かつ、これから十二月の年末とクリスマスが一番の売掛金が多い、ある意味でホストクラブが繁盛する、今年一番の書き入れどきなんです。

そこで、警察庁に御質問しますが、結果的にはこういう売掛金が今回のりりちゃん事件のように犯罪の温床にもなっているということで、来年四月までに売掛金を歌舞伎町の二百ぐらいの店舗が自主規制をするということは一步前進かもしれないけれども、申し訳ないけれども実効性に疑問もある面もあるわけですから、警察庁から、歌舞伎町の一部だけじゃなくて全国で、かつ、来年四月といわずに、可能な限り今すぐこういう売掛金は規制する、禁止する、そういうふうなことを、これはもちろん警察庁に権限がないことは分かっております。権限がないことは分かっているけれども、そういうことを、今回のりりちゃん事件のような犯罪の温床にもなっているわけですから、要請をすべきではないか。

そのことによって、来年四月と言っていたのがもうちょっと早まったり、あるいは歌舞伎町の二百ぐらいの店舗と言っているのが、今、熊本にも大阪にも京都にも北海道にもあるわけですからね、全国に千、そこにも波及するし、より抑止効果になるのではないかと思います、警察庁、いかがでしょうか。

○和田政府参考人 ホストクラブと新宿区が協議をしたことについては、報道により承知しております。

警察では、これまでも、違法行為について、売春防止法違反や職業安定法違反で検挙するなどのほか、多数のホストクラブに対する立入りなども実施しているところです。

いずれにいたしましても、警察としては、今後も引き続き、違法行為に対する捜査を始めとして、風営適正化法の遵守の徹底や、効果的な広報啓発、注意喚起など、各種対策をしっかりと講じてまいりたいと考えております。

○山井委員 現時点でも、露木警察庁長官が十八年ぶりに歌舞伎町を視察されたり、警察庁には全力で取り組んでいただいていることに感謝をしております。

ただ、これはなかなか闇は深いし、被害者も余りにも多いので、更に力を入れていただきたいと思っておりますし、そのことに関連して、さらに、繰り返し言いますけれども、年末が、クリスマスが一番売り掛けが多いんですよ。是非、今から年末、クリスマスに向けて、悪質ホストクラブ対策の省庁の連絡会議というものを開催して、悪質ホストクラブ被害防止キャンペーンというものを大々的にやるべきではないかと考えますが、警察庁、いかがですか。

○和田政府参考人 悪質なホストクラブについて、警察としては、ホストクラブ従業員による売春防止法違反、職業安定法違反等の違法行為の取締りなど、各種対策を行っているところです。

また、関係省庁が集まるなどして情報共有や取組の検討を行うなど、緊密な連携を図っているところであり、悪質なホストクラブに関する周知や相談の呼びかけについても、引き続き関係省庁と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○山井委員 これはもちろん超党派で取り組みたいと思っております。今日の配付資料にもありますように、二十三ページ、実は、塩村あやか議員、吉田はるみ議員を中心に、悪質ホストクラブ被害対策推進法というものを先日提出しました。しかし、残念ながら、自民党さんに、内閣委員会筆頭理事にお願いしましたら、今国会では取り扱わないということで断られてしまいました。私たちは、与党や他党の修正をまた加えて、委員長提案にして、立憲民主党案を取り下げてでもいいですので、是非、次期通常国会でも成立させたいと思っておりますので、超党派の皆さんの御賛同をお願いしたいと思っております。

こういうことをやっているんですが、先ほども言いましたように、自主規制ですね、千あるホストクラブの中の歌舞伎町の約二百ぐらいの自主規制で本当にこの被害は防止されるのかということで、実際この相談に乗っておられます青少年を守る父母連絡会の代表の玄さんは、昨日、被害者の家族に直接謝罪することからスタートすべきだし、売り掛け禁止なども来年四月でなく一日も早くやるべきだと厳しい見方を示したと。やはり実効性が自主規制では弱いということをおっしゃっているんです。

先ほども言いましたように、こういうビジネスモデルができ上がっていて、これはぼろもうけになるわけです。

ね。若い女性をホストのお客さんにして、多額の売掛金にして、風俗、売春で働いてもらおうと、これは職業安定法違反になりかねないし、そういうやり方はデート商法で消費者契約法違反にもなりかねない。つまり、このビジネスモデル自体が、個人の問題じゃなくて、非常に違法性が高いんじゃないか。

実際、玄さんが作られた資料でも、ここにありますように、結局これは人身売買ではないか、悪質ホストは後払い売春労働システムをつくり、女性の身体的、心理的破綻まで恒常的に搾取し続けているのではないか、その背後には、やくざ、暴力団、半グレ集団、トクリュウと言われる匿名・流動型犯罪グループもいるんじゃないか、こういうふうに玄さんも言うておられます。

そこで、改めて警察庁にお伺いしますが、自主規制には限界があるんじゃないかと思うんですね。繰り返し言いますが、今回、歌舞伎町のホストクラブがこういう自主規制を表明したことは、私は英断であり、一步前進だと思います。しかし、実効性はあるのか、本当に自主規制が守られたかどうか誰がチェックするのか、そういうことを考えたときに、これからも被害者がどんどんどんどん増え続ける危険性を私は考えております。

ということで、ついては、こういう悪質ホストクラブのビジネスモデル自体が違法性がある以上は、また、今回のりりちゃん事件のように犯罪のきっかけになっている以上は、悪質ホストクラブにおける多額の売掛金を規制すべきではないか。自主規制に委ねるのではなく、もちろん警察庁単独ではありません、消費者庁、厚生労働省とも協力して、政府として規制というものを検討すべきではないかと考えますが、警察庁、いかがですか。

○和田政府参考人 警察では、違法行為について、売春防止法違反や職業安定法違反で検挙するなどのほか、悪質なホストクラブについて、匿名・流動型犯罪グループが背後で不当に利益を得ている可能性も視野に入れ、取組を進めているところです。

警察といたしましては、今後も引き続き、違法行為に対する捜査を始めとして、風営適正化法の遵守の徹底や、効果的な広報啓発、注意喚起など、各種対策をしっかりと講じることにより、悪質なホストクラブへの対策を進めてまいりたいと考えております。

○山井委員 是非積極的にやっていただきたいと思っておりますし、こういうふうに党派を超えて悪質ホストクラブに対する関心が高まっている中で、どんどんどんどん犯罪が増えていった、被害者が増えていった。私も相談に乗らせていただいたケースでは、お母さんからの相談で、娘さんがホストにだまされて多額の借金を背負って風俗で働いて、最後、ホストから捨てられて自殺未遂をされて、今も重傷を負って入院されている、そういう悲惨なケースも聞いております。

そこで、武見大臣にお伺いしたいんですが、今回、性風俗、売春等の仕事の紹介は違法ですという、QアンドAを出していただいたんですが、残念ながら、一部の悪質なホストがそういうことをやっているというんじゃなくて、多額の売掛金をかけて、風俗、売春で働かせて、それでどんどんどんどんもうけていくというビジネスモデルができ上がっているんですね。職業安定法違反です。数件逮捕されています、ホストやスカウトは。でも、ビジネスモデル自体が違法の疑いが濃いと思うんです。

これについての武見大臣の、こういう職業安定法違反に当たるような、ホスト、スカウトによる、売春、風俗の悪質ホストによるあっせんを根絶する、その決意を、武見大臣、お願いいたします。

○武見国務大臣 先ほど早稲田委員からの御質問にもありましたけれども、やはりこれはとんでもない話で、こうした犯罪というものは決して許してはいけないと思います。したがって、厚生労働省の所轄の中でできる限りの対応はさせていただきますし、警察を含めて各関係省庁とも連携をしながら、この問題にしっかりと取り組んでいく所存でございます。

○山井委員 また、消費者庁もお伺いしますが、消費者庁も、今回、いいホームページ、載せていただきまして、今まで、売掛金に関しては、ホストクラブじゃなくてホストが直接、個人的な関係でやっているからデート商法に当たりにくいというふうな指摘もあったんですけども、今回のホームページで、悪質ホストが色恋を通じて高いシャンパンを入れさせたとか、そういうことに関しては、ホストも事業者に当たり得るという見解でよろしいですか。

○黒木政府参考人 お答え申し上げます。

消費者庁では、ホストクラブにおける飲食などの契約につきまして、消費者契約法で定める、今委員からも御

指摘いただきましたデート商法などの不当な勧誘行為の取消権の要件に該当すれば、消費者が意思表示により取り消すことができる場合があるということを十一月三十日付で公表したところでございます。

ホストがホストクラブの従業員として契約を勧誘した場合には、当然、事業者であるホストクラブとの契約であり、取消しの対象になり得るということでございますし、あるいは、ホストが恋人間の個人的なやり取りなどというふうに主張しておられる場合であっても、このホストが消費者契約法上の事業者該当する場合で、その他の要件を満たす場合には取消しすることができると考えております。

○山井委員 時間が来ましたので終わらせていただきますが、残念ながら、これからクリスマス、年末が一番被害者が出る時期ですので、各省庁頑張ってくださいたいですし、私たちも党派を超えて取り組ませていただきたいと思っております。

ありがとうございます。